



Title	公文書管理制度の発展のための条件整備（2）：専門職・アーキビストの役割に着目して
Author(s)	高橋，明男
Citation	阪大法学. 2024, 74(1), p. 313-315
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95813
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公文書管理制度の発展のための条件整備（２）

——専門職・アーキビストの役割に着目して——

高 橋 明 男

本シリーズは、2023年11月4日に大阪大学を送信拠点として、ウェビナーによるオンライン形式で行った国際研究集会「公文書管理制度の発展のための条件整備——専門職・アーキビストの役割に着目して——」における報告を注記を付して公表するものであり、今回はその第2回である。この研究集会は、筆者を研究代表者とする科研費・基盤研究（C）「公的文書の管理・保存におけるアーキビストとジェネラリストの役割に関する比較研究」（課題番号20K01421）により資金を得て行った共同研究の成果である。⁽¹⁾

今回、公表するのは、科研共同研究の研究分担者の一人である福岡大学法学部教授折登美紀氏の「ドイツにおける公文書管理とアーキビスト養成」である。前記集会では、公文書管理とアーキビスト養成に関わる国際比較として、ドイツ、台湾、モンゴルの状況が報告された。このうち、台湾とモンゴルに関する報告は、本シリーズ第1回で公表済みである。⁽²⁾ 折登氏は、公文書管理法制とアーキビスト制度構築のいわゆる先進国にあたる国の一つであるドイツの状況を扱っている。

近代的な公文書管理法制の整備はフランスに始まるとされる。⁽³⁾ 重要な事象あるいは日常的な業務を記録に残すことやそのための担い手を置くことは、歴史上、近代以前から文字が発明された国においては普通にみられることであるが、為政者の恣意によって左右される記録ではなく、第三者による歴史的客観的な検証を可能にするような記録が作成・管理・保存される仕組みとその専門的な担い手の配置が制度的に確立したのは、フランスが最初とされる。⁽⁴⁾ フランスで

は、既に1790年に近代的文書館制度が整備されたのに対して、その隣国のドイツにおいて公文書館が設立されたのは1919年とされる⁽⁶⁾。また、フランスにおいて、ミショネールと呼ばれる専門家が公文書の管理・保存・廃棄に係るレコードマネジャーの役割と評価選別に係るアーキビストの役割の双方を果たしているが、ドイツにおいても、アーキビストが文書の移管・廃棄に関与する仕組みが作られているとされる⁽⁷⁾。このように、ドイツにおいては、フランスの例に倣うようにして近代的な公文書管理法制が整備されていることから、公文書管理に係る（後追いの）先進国の一つとして取り上げる価値があると思われる。

一方、アーキビストが専門職とされることから、ドイツにおける専門職に目を向けた場合、その養成の仕組みの特性も注目できる。すなわち、フランスにおける公文書管理の専門職であるミショネールが高級官吏の養成システムであるグランゼコールの卒業生によって独占されているとされることと似て、折登氏の報告が示すように、ドイツにおけるアーキビストの資格もまた国家資格であって、その養成課程は国家により管理されている。近代ドイツにおける専門職の養成課程が、国家との結びつきを強めることによって整備が進められたことにその特徴を見出し、アメリカやイギリスにおける専門職団体の自治による養成課程の整備と対比することが行われる⁽⁹⁾が、アーキビストの資格についても同様の特徴を指摘することができるであろう。このことは、わが国において、アーキビストが、図書館司書や博物館学芸員と異なって、まだ国家資格ではなく、そのことが専門職としての確立に影響を及ぼしているという指摘との関係⁽¹⁰⁾で、比較制度の上で留意すべき点であろう。

- (1) 基盤研究 (C) (令和 2～5 年度)・課題番号20K01421。第 1 回の公表については前号 (73 巻 6 号、2024 年) 227 頁以下参照。
- (2) 劉建宏 (李秉昊訳)「台湾における公文書管理法制の現状と課題」阪法73巻 6 号251頁以下 (2024 年)、バトトルガ・ドゥルグーン「モンゴルにおける公文書管理法制の現状と課題」阪法73巻 6 号271頁以下 (2024 年)。
- (3) 三阪佳弘「公文書管理制度の形成」大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト—記録を守り伝える担い手たち』(大阪大学出版会、2021 年) 47 頁以下。

公文書管理制度の発展のための条件整備（２）

- （４） 高橋明男「国立公文書館の認証アーキビストと大阪大学のアーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース元年にあたって」大阪大学アーカイブズニューズレター第17号 4 頁（2021年）では、古代エジプトにおける象形文字による記録との対比で説明している。
- （５） 岡崎敦「アーカイブズ学の現在 西欧中世文書の史料論的研究 平成23年度研究成果年次報告書」（2012年）156頁（160頁）九州大学リポジトリ https://www2.lit.kyushu-u.ac.jp/~his_west/siryo_ron/houkoku_syo/okazaki%20b.pdf（最終確認2024年 4 月 8 日）。
- （６） 内閣府「諸外国の公文書館概要」（2014年）https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kenkyukai/150512/haifu/haifu5-3.pdf（最終確認2024年 4 月 8 日）
- （７） 内閣府第50回公文書管理委員会配付資料「平成27年度 公文書管理にかかる海外現地調査 概要」（2015年）<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2015/20160323/20160323haifu1-3.pdf>（最終確認2024年 4 月 8 日）
- （８） 岡崎・前掲注（１）161頁、内閣府・前掲注（６）43頁、独立行政法人国立公文書館「アーキビスト養成・認証制度調査報告書」（岡崎敦執筆）41頁 <https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ninsyohoukoku.pdf>（最終確認2024年 4 月 8 日）
- （９） チャールズ・E・マクレランド（望田幸男監訳）『近代ドイツの専門職』（晃洋書房、1993年）は、近代ドイツの専門職の形成過程をこのような観点から分析する。
- （10） アーキビストの国家資格化がアーカイブズ学やアーキビスト関係者にとって重要な課題であり続けてきたことについて、本シリーズの第 1 回の菅真城「アーキビスト認証と専門職問題・非正規職員問題」阪法73巻 6 号231頁以下（2024年）参照。